

- ( 1 ) 保育士(国家戦略特別区域法(平成 2 5 年法律第 1 0 7 号)第 1 2 条の 5 第 2 項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。)の資格を有する者
- ( 2 ) 社会福祉士の資格を有する者
- ( 3 ) 学校教育法(昭和 2 2 年法律第 2 6 号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和 1 8 年勅令第 3 6 号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 9 0 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 1 2 年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第 9 号において「高等学校卒業者等」という。)であって、2 年以上児童福祉事業に従事したものの
- ( 4 ) 教育職員免許法(昭和 2 4 年法律第 1 4 7 号)第 4 条に規定する免許状を有する者
- ( 5 ) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正 7 年勅令第 3 8 8 号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ( 6 ) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 1 0 2 条第 2 項の規定により大学院への入学が認められた者
- ( 7 ) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ( 8 ) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ( 9 ) 高等学校卒業者等であり、かつ、2 年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの
- ( 1 0 ) 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの